

## 下野市図書館基本計画（第二次）（案）に関するパブリックコメントの結果について

### 1. パブリックコメントの実施状況

#### (1) ご意見の募集期間

令和3年1月4日（月）～令和3年1月25日（月）

#### (2) ご意見の応募者数及び件数

- ・ 応募者数及び件数 1名、4件
- ・ 男女内訳 男性：1名 女性：0名
- ・ 年代内訳 70歳代：1名

#### (3) 提出方法の内訳

郵 送	ファクシミリ	電子メール	持 参	計
—	—	—	1	1

2. ご意見の概要と考え方

No.	該当箇所	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
1	<p>P6            第三章 計画の基本的考え方            1 基本理念            「子ども・市民の豊かな心の育成と地域文化の向上を目指して」</p>	<p>基本理念として子どもと市民の豊かな心の育成と地域文化の向上を目指し、特にこどもの読書習慣の推進を主眼に置いています。さらに一層子どもの読書習慣を増進するためには、市民の読書習慣の増進が必要ではないかとも思っています。            1ページで「情報化の急激な進展や若者の活字離れ等、図書館を取り巻く状況は大きく変化しており、こうした状況に的確に対応することが喫緊の課題」であると現状分析をしていますが、全くその通りです。            今回のコロナ禍で奇しくもあぶり出されたことの1つが、日本のデジタル化の遅れです。マスク配給1つにしても、約400億円も使って誰も使用しないマスクを配布した日本と、天才IT大臣を擁して、どこにどれだけのマスクがあるかを的確に供給するソフトを自ら作り上げた台湾との違いは、デジタル化に対する認識度の差異にあります。            また、若者の活字離れも常識として論じられていますが、若者の段階で活字離れをしたということは、その後の大人、高齢者の活字離れになっております。            問題なのは大人の活字離れではないか。日本では欧米と異なり、リカレント教育が普及しておりませんし、高度情報化社会、デジタル化社会の真ただ中にあるのに、そのことに気付いている大人は少数です。            大人が本に親しむ姿を見せれば、子どもは自然と読書します。そうした環境づくり、雰囲気作りを醸成する対策を記載すべきです。</p>	<p>図書館基本計画は、取り組むべき施策やその方向性を示す指針として策定するものであり、個々の取組や対策については記載していませんが、各施策を展開し市広報や図書館ホームページ等で周知を図ることにより、大人の読書環境づくりや雰囲気づくりにつながる読書習慣の一層の増進に努めます。</p> <p>これにより、原案のままとさせていただきます。</p>
2	<p>P24、P25            第VI章 資料編            ◆令和元年度「下野市の図書館評価報告書」より抜粋            図書館協議会委員による意見</p>	<p>24ページ、25ページの記載の乱れは、修正してください。</p>	<p>修正いたします。</p>

No.	該当箇所	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
3	<p>P9            第四章 基本目標と基本施策の展開            2 基本目標と基本施策の推進            近年の世界・国の生涯学習に関する動向            (1) 知識と情報の拠点としての図書館            ① 市民の要望に応えることができる多様な蔵書の充実</p>	<p>石橋館はグリムや郷土資料、国分寺館は医療関係、南河内館は児童書と特色ある図書館づくりは素晴らしい。            さらに、提案として3つに関連する蔵書の充実に図っていただきたい。            ① デジタル化関連            いつの間にか日本はデジタル後進国になってしまいました。そこで国においてはデジタル庁の創設、県においては今年度デジタル戦略室の新設、下野市においても行政のデジタル化に取り組もうとしております。            そうした動きを側面から支援するためにも、デジタル化関連本の充実が必要です。            ② ユーチューブ関連            今やユーチューブを開いて知りたいことを検索すると即時にアクセスできます。映像での情報提供ですので、非常に分かりやすく情報にアクセスできます。そうしたユーチューブ関連本の充実も、文字でも関連情報確認しようとするので、大人の活字離れを抑止する効果があります。            ③ SETAM教育関連            ①・②とも関連しますが、世界の学びの潮流は、SETAM教育に移行しつつあります。国も高等学校教育が、文系7割・普通科7割の現状を変えようとしており、SETAM教育を注視しています。</p>	<p>ICTやSNS関連本は随時収集をしており、今後も多様な蔵書の充実を図ります。</p>

No.	該当箇所	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
4	P41 諮問	<p>図書館協議会委員長がいるのに、なぜ諮問の相手が下野市社会教育委員長なのですか。合点がいきません。公民館振興計画（第二次）も同様ですが、図書館協議委員会とはどのような役割を付与しているのですか、理解に苦しみます。</p>	<p>図書館法第14条において、「図書館協議会は図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。」とされており、教育委員会と諮問・答申の関係にありません。</p> <p>他方、社会教育法第17条において、「社会教育委員は社会教育に関する諸計画を立案すること。」とされていることから、計画は社会教育委員会議において策定されるものであり、諮問先は社会教育委員長となります。</p> <p>本市の社会教育委員会と図書館協議会はよく連携が取れていることから、それぞれの良さを活かし、図書館協議会が作成した計画素案を社会教育委員会で審議し、十分に意見交換を行ったうえで、法に基づき社会教育委員長が答申するものとなりました。</p>